
AMT/NEWSLETTER

Energy

2026 年 9 月

国内外における気候変動／カーボン・クレジット関連規制の最新事情 —日本版排出量取引制度(GX-ETS)の整備等を踏まえて—

弁護士 宮川 賢司/

弁護士 橋本 裕子/ 弁護士 高田 慧/

弁護士 香川 遼太郎/ 弁護士 新庄 絢/ 弁護士 大塚 ゆきの/ 弁護士 永倉 菜々美

Contents

I. はじめに

II. 国内

1. 気候変動関連法制概観
2. GX 実行会議等
3. GX-ETS
4. カーボン・クレジット又はグリーンウォッシュ等に関する法的論点

III. 海外

1. パリ協定/COP31 の主要論点
2. 海外主要市場の動向
3. ボランタリー市場
4. 気候変動訴訟

I. はじめに

米国連邦政府(第二次トランプ政権)においては、気候変動懐疑主義に基づく化石燃料重視政策が進められ、欧州においても EU ETS の緩和が進むなど、世界全体で見ると気候変動対策が後退しているように見受けられる動きもある。しかし、わが国においては 2026 年 4 月から日本版排出量取引制度(GX-ETS)が開始され、気候変動対策を単純な環境問題として捉えるのではなく、循環型社会への移行を見据えた経済構造変革及び成長戦略の一環として捉える政策が進んでいる。近時の中東情勢等を踏まえれば、再生可能エネルギー・蓄電池等を活用したエネルギーの地産地消はエネルギー安全保障にも資するといえる。近時、日本企業としては、メガソーラー等で問題となった法令遵守等に留意しつつ、着実に GX

を進める必要があると思われる。

以下、国内及び海外における気候変動法制・マーケットの主要な動向を概観する。

II. 国内

1. 気候変動関連法制概観

近時の気候変動関連法制の整備により、わが国の気候変動関連法制は多層構造になりつつある。国内における気候変動問題を検討する場合、例えば以下のような主要法令及びこれらに関連するガイドライン等を踏まえて検討する必要がある。

- ① 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(以下「GX 推進法」という。)
 - 日本版排出量取引制度(GX-ETS)について定める(詳細は、下記 2(3)参照)。
 - 排出枠の権利移転要件等については、GX 推進法を検討する必要がある。
- ② 地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)
 - 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK 制度)¹について定める。
 - 国際協力排出削減量(JCM クレジット)の権利移転要件等については、温対法を検討する必要がある。
- ③ 金融商品取引法(以下「金商法」という。)及び関連政省令等(企業内容等の開示に関する内閣府令を含む。)
 - 有価証券報告書等における企業のサステナビリティ情報の開示制度²について定める。
 - 金融商品取引業者等がカーボン・クレジット関連取引に従事する場合、兼業規制について検討する必要がある。
 - カーボン・クレジット関連取引(現物取引・デリバティブ取引等)への規制について、今後の金商法改正動向に留意する必要がある。
- ④ 商品先物取引法
 - カーボン・クレジット関連取引(現物取引・デリバティブ取引等)への規制について、今後の商品先物取引法改正動向に留意する必要がある。

2. GX 実行会議等

国内の GX 政策としては、2022 年から、国内の GX の実現に必要な施策を検討する目的で、GX 実行会義(首相が議長を務める。)が開催されている³。

2025 年 12 月 22 日に開催された第 16 回 GX 実行会議では、GX を巡る情勢と今後の取組が議題とされ、GX が①エネルギー安定供給、②物価高対応、③成長戦略のいずれの問題についても鍵となることが強調された。

2026 年以降の「GX 実現に向けた専門家ワーキンググループ」において、グリーン鉄、水素、次世代太陽電池(ペロブスカイト太陽電池)について、ロードマップ策定に向けた検討が進められた。特に、世界的な電力需要増加、送電網のボトルネック化、脱炭素製品に対する需要家側の要請強化を背景に、エネルギーの供給力強化だけでなく、GX 価値の見える化、公共調達、需要喚起、国際標準化を含む市場創造策が重視されている。

以上の流れからすれば、2026 年以降の国内 GX 政策は、①GX 関連の投資促進、②個別技術・産業分野ごとのロードマップの整備、③エネルギー安全保障・経済安全保障との接続、という複数の政策軸を束ねながら進展しているといえる。

1 <https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

2 <https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability-kaiji.html>

3 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/index.html

企業としては、GX 実行会議等の議論を踏まえて、GX 関連投資への公的サポートを最大限活用しつつ自らの GX 投資計画を立案することが考えられる。

3. GX-ETS

(1) GX-ETS の概要⁴

2025 年 5 月 28 日、GX 推進法が改正され、2026 年 4 月 1 日より、従来の自主的枠組み(GX リーグ第 1 フェーズ⁵)から、法的拘束力を伴う義務的な制度としての日本版排出量取引制度(GX-ETS)が本格的に稼働した。但し、排出枠取引は 2027 年秋頃に開始される予定である。

(2) GX-ETS の対象者

GX-ETS の対象者は、直近 3 事業年度の平均での CO2 直接排出量(いわゆる Scope1⁶排出量)が年間 10 万トン以上の事業者⁷(以下「脱炭素成長型投資事業者」という。)である。現状の GX 推進法において、対象は CO2 直接排出量に限定され、他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出(Scope2)やサプライチェーン排出(Scope3)は含まれない。

(3) 排出枠の割当方法

現状の GX 推進法において、脱炭素成長型投資事業者による排出量報告等が実施されることを前提として、排出枠は原則として無償で割り当てられる。割当量の算定に当たっては、エネルギー多消費産業など業種特性への配慮が必要な分野を中心に、業種別ベンチマーク方式⁸を基本とする。ベンチマーク対象の活動については、あらかじめ定められた排出原単位に制度開始前 3 年間(2023～2025 年度)の平均活動量を乗じて割当量を決定する。一方、技術的な制約等によりベンチマークの設定が難しい分野については、制度開始前 3 年間の平均排出量を基準とするグラントファザリング方式⁹を用いることとされている¹⁰。

(4) 上下限価格

GX-ETS では、排出枠の取引価格について予見可能性を高め、脱炭素投資を促進する観点から、取引価格の上限・下限が設定されている(なお、GX 推進法では、上限価格を「参考上限取引価格」、下限価格を「調整基準取引価格」と

⁴ GX-ETS 関連情報については、下記経済産業省ウェブサイト参照。

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ets.html

⁵ GX リーグ第 1 フェーズについては、下記 GX リーグ事務局ウェブサイト参照。

<https://gx-league.go.jp/about/>

⁶ 企業の温室効果ガス(以下「GHG」という。)排出量について、下記の三類型がある。

Scope1:事業者自らによる GHG の直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2:他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3:Scope1、Scope2 以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)([ets_leaflet.pdf](#))。

⁷ 判定は事業者単位で行う必要があり、子会社、関連会社等はいずれも別事業者として扱われる([ets_leaflet.pdf](#))。

⁸ ある一定のプロセスの上位一定割合の排出水準となるように目標水準を設定する方式である。具体的には、製造等の効率改善を求めため、基準活動量(例えば、製品の生産量等)にベンチマークを乗じて目標水準を算定する。

⁹ 基準年の排出実績から毎年一定比率での排出削減となるように目標水準を設定する方式である。具体的には、過去の排出実績等を踏まえて、毎年一定比率での排出削減を求めため、基準排出量(ある年度の GHG 排出量)に一定の比率(削減率)を乗じて目標水準を算定する。

¹⁰ 内閣官房『GX2040 ビジョン』(2025 年 2 月 18 日閣議決定)41、42 頁

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/pdf/gx2040_vision_kaitai.pdf

いう。)。GX 推進法の規定に基づき参考上限取引価格及び調整基準取引価格を定める告示¹¹により 2026 年度の上
限価格は 4,300 円/トン、下限価格は 1,700 円/トンに設定されている。参考上限取引価格及び調整基準取引価格は、
いずれも前年度価格を基礎として、実質 3%の上昇率に当年度の国内企業物価指数の見通しを加味した率を乗じる
ことにより、毎年度段階的に引き上げられる仕組みとされている。

(5) カーボン・クレジットの取扱い

GX-ETS において、脱炭素成長型投資事業者は、適格カーボン・クレジットとして認められる J-クレジット¹²及び
JCM クレジット¹³を用いて、CO₂ 直接排出量の一部をオフセット(相殺)することができる。但し、利用できるクレジット
量は CO₂ 直接排出量の 10%に限定されるため、クレジットは排出削減義務を代替する手段ではなく、あくまで補
完的な削減手段として位置付けられている。なお、GX リーグ第 1 フェーズにおいては、一定の厳格な要件を充足す
ればボランタリー・カーボン・クレジット(以下「VCC」という。)を用いて CO₂ 直接排出量の一部をオフセット(相殺)す
る余地も認められていた¹⁴ため、GX-ETS においても同様の取扱いが認められるかが注目される¹⁵。

(6) GX-ETS 等に関する今後の課題

GX-ETS は、企業にとって炭素コスト(二酸化炭素を排出することのコスト)を明確化し、GX 投資を正当化するため
に有益であるが、GX-ETS を含む排出枠・カーボン・クレジット関連市場については下記のような課題が指摘されてい
る。EU ETS も過去の運用を踏まえて制度変更等により発展を続けており、GX-ETS 及び関連制度についても今後の
変更等について注視する必要がある。

- わが国における排出枠・カーボン・クレジット関連市場相互の関連：わが国において排出枠・J-クレジット・JCM
クレジット・VCC 等を購入しようとする場合、下記のような手段で購入することになると思われる。買い手とし
ては、用途に応じて排出枠等を下記いずれかのルートで購入することになるが、各ルートにおける規制等が
ある程度の調和を保ちつつ発展することが期待される。
 - 排出枠：2027 年秋頃より GX 推進機構¹⁶が運営する予定の GX-ETS における市場取引により購入する。
 - J-クレジット：東京証券取引所が運営しているカーボン・クレジット市場¹⁷における市場取引又は相対取
引・入札¹⁸等により購入する。
 - JCM クレジット：相対取引等¹⁹により購入する。
 - VCC：民間企業等が運営する私設市場を通じて又は相対取引等により購入する²⁰。

11 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/20251219_2.pdf

12 <https://japancredit.go.jp/>

13 <https://www.env.go.jp/earth/jcm/>

14 下記 GX リーグ事務局ウェブサイトにおける「GX-ETS における適格カーボン・クレジットの活用に関するガイドライン」参照。

<https://gx-league.go.jp/rules/related-documents/>

15 なお、GX-ETS において、「GX-ETS における適格カーボン・クレジットの活用に関するガイドライン」(脚注 12 参照)類似のガイドライ
ン等で VCC の活用が明確に認められなかったとしても、CO₂ 直接排出量(いわゆる Scope1 排出量)ではなく、Scope3 又は Scope3 排
出量とのオフセット(相殺)については、ある程度柔軟に認められるべきであるという議論もありうる。但し、例えば自社の製品又はサー
ビスに関する CO₂ 排出量と VCC とのオフセットを前提に、自社の製品又はサービスの環境価値をアピールする場合には、いわゆるグリー
ンウォッシュ(見せかけの環境対策)に関する法的リスク・レピュテーションリスクを慎重に検証する必要がある(本ニュースレター本文
II.4.⑤参照)。

16 <https://www.gxa.go.jp/>

17 <https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/index.html>

18 <https://japancredit.go.jp/tender/>

19 JCM クレジットに関する価格の透明性を確保する等の観点から、JCM クレジットについても市場取引が広がることが期待される。

20 わが国においては現状 VCC を直接規制する法令等が存在しないため、多種多様な調達手段が存在しており買い手にとって柔軟な

- GX-ETS の詳細ルール策定:GX-ETS(2027 年秋頃運営開始予定)の詳細設計(参加企業の範囲等)に関する議論が始まっている²¹ため、当該議論の進展を注視する必要がある。
- NDC(Nationally Determined Contributions:国別削減目標)との関係:GX-ETS では制度全体の排出枠総量(キャップ)が明確には設定されていない。このため、パブリックコメント²²では、排出枠の過剰供給によりNDC やパリ協定の 1.5℃ 目標との整合性が確保されないのではないかと懸念が示された。これに対し、経済産業省は、制度が NDC 達成に貢献しているかを確認すると回答する一方、開始当初から厳格な総量規制を導入することには慎重な姿勢を示している。
- J-クレジット・JCM クレジットの供給量不足の可能性:GX-ETS では、対象企業の CO2 排出量 10%程度を上限として適格カーボン・クレジットとして J-クレジット及び JCM クレジットの活用が認められているが、これまでの発行実績を踏まえて J-クレジット及び JCM クレジットの供給量不足が指摘されている。この点は、J-クレジット及び JCM クレジットの供給企業から見れば、ビジネスチャンスともいえる。

4. カーボン・クレジット又はグリーンウォッシュ等に関する法的論点

排出枠・J-クレジット・JCM クレジットに関連する取引に従事する場合又は自社の製品・サービスの環境価値をアピールする場合、下記のような公表資料を踏まえてこれらのカーボン・クレジット又はグリーンウォッシュ(見せかけの環境対策)等に関する日本法の論点を検証する必要がある²³。

- ① 排出枠に関する法的論点:GX 実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会「GX 実現に資する排出量取引制度の法的課題とその考え方についての報告書(案)」(2024 年 10 月 18 日)²⁴において、排出枠に関する公法及び私法上の論点が検討されている。
- ② J-クレジットに関する法的論点:金融法委員会「論点整理カーボン・クレジットの私法上の位置付け法的性質及び帰属・移転の法理を中心に」(2024 年 6 月 27 日)²⁵において、J-クレジットに関する私法上の論点が検討されている。
- ③ カーボン・クレジット等の取引に従事する仲介業者等に関する法的論点:金融庁「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会報告書」(2025 年 6 月 20 日)²⁶において、仲介業者(特に金融機関等)の説明義務等の論点が検討されている。

制度設計になっているともいえる。一方、売り手の説明責任等が問題となる場面もあり、下記報告書のように一定の規制が必要ではないかという議論もある。企業としては、自らのボランタリーなアクション等のために VCC を調達する必要もあるため、VCC 取引は多数行われている。下記レポートのとおり、一定の規制が必要であるとの議論もあるため、GX-ETS に関する議論と並行して、VCC 取引に関する議論が進展することが期待される。

金融庁「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会報告書」(2025 年 6 月 20 日)

https://www.fsa.go.jp/singi/carbon_credit/siryou/20250620/20250620.html

21 第 8 回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 排出量取引制度小委員会(2026 年 8 月 26 日開催)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/008.html

22 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(案)等に対する意見募集の結果」

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595126002&Mode=1>

23 なお、カーボン・クレジット全般については、下記カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会「カーボン・クレジット・レポート」(2022 年 6 月)参照。

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/pdf/20220627_1.pdf

24 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/006_06_00.pdf

25 <https://www.flb.gr.jp/jdoc/publication61-j.pdf>

26 https://www.fsa.go.jp/singi/carbon_credit/siryou/20250620/01.pdf

- ④ 取締役による気候変動対策義務：近年、取締役の善管注意義務・忠実義務の内容として気候変動対策を実施する義務を積極的に認める見解²⁷も存在しており、今後の議論の進展が注目される。
- ⑤ グリーンウォッシュリスク：企業が、自社の製品又はサービスについて「カーボンニュートラル」等の環境価値をアピールする場合、いわゆるグリーンウォッシュ（見せかけの環境対策）に関する法的リスク及びレピュテーションリスクを検討する必要がある。日本法におけるグリーンウォッシュ関連の法的リスクを検証する場合、例えば(A)不当景品類及び不当表示防止法（すなわち、景品表示法）違反とされるリスク、(B)環境表示ガイドライン（令和 8 年 3 月版、環境省）²⁸違反とされるリスク等を検証する必要がある²⁹。

III. 海外

1. パリ協定/COP31 の主要論点

COP31(2026 年 11 月・アンタルヤにて開催予定)は、トルコ議長国が「実施の COP(Implementation COP)」を掲げ、近年の COP で合意された事項の着実な履行に重点を置く会議として位置付けている。議長国は、各国による NDC の提出・実施、気候資金の動員及びこれまでの合意事項の着実な履行を重視しており、COP31 は、こうした取組の実施を促進する場となることが期待されている。

このような「実施重視」の方針の下、COP31 では、近年の合意事項を具体的な実施へと移す観点から、以下の論点が特に重要になると考えられる。

(1) 2035 年 NDC の実施と透明性枠組み

2023 年 COP28 において採択された第 1 回の GST(Global Stocktake: グローバル・ストックテイク)³⁰の成果文書では、現在の各国の取組のみではパリ協定の目標達成に不十分であることが確認された。2025 年は、各国が 2035 年を目標年とする新たな NDC (以下「2035 年 NDC」という。)を提出する節目の年となり、各国から順次新たな NDC が提出されている。

(2) 気候資金(Climate Finance)

COP29 において、途上国への気候変動対策資金として、NCQG(New Collective Quantified Goal on Climate Finance: 新規合同数値目標)³¹が合意された。もっとも、その実現に向けた資金動員の具体的方策や資金アクセスの改善については引き続き検討が進められている。COP30 においても NCQG の実現に向けた議論が行われたものの、資金の調達及び配分方法に関する具体的な実施計画はなお検討が続いている。COP31 では、NCQG の実施状況の確認に加え、その実効性を確保するための資金動員の在り方や実施に向けた具体的方策が重要な論点となるものと考えられる。

(3) パリ協定 6 条及びカーボン・クレジット市場

パリ協定 6 条は、国際的な協力を通じて温室効果ガスの削減を促進するための市場メカニズムを定めるものである。

²⁷ CCLI-日本における気候変動に関する取締役の義務 2025 年版.pdf

²⁸ https://www.env.go.jp/press/press_03660.html

²⁹ 仮に、企業が自社の製品又はサービスに関する CO2 排出量と VCC とのオフセットを前提に、自社の製品又はサービスの環境価値をアピールする場合、海外におけるグリーンウォッシュ訴訟の動向等も踏まえれば、VCC 自体の品質について客観的な基準を用いること（例えば、CCP 認証・CORSIA 認証・格付け等）も法的リスク低減の手段になりうるものと思われる。

³⁰ パリ協定 14 条に基づき、パリ協定の長期目標の達成に向けた世界全体の進捗状況を 5 年ごとに評価する仕組みをいう。

³¹ 具体的な内容は、①先進国が主導して 2035 年までに途上国向け気候資金を年間少なくとも 3,000 億米ドル動員すること、及び②全ての公的・民間資金源からの資金動員を通じて、2035 年までに途上国向け気候資金を年間 1.3 兆米ドル規模へ拡大することを目指すことである。

COP29 では、6.2 条及び 6.4 条に関する実施ルールが整備され、パリ協定 6 条に基づく市場メカニズムの制度整備が大きく進展した。これを受け、COP30 では、市場メカニズムの実施及び運用に向けた議論が進められ、国際炭素市場は制度設計の段階から実際の運用の段階へと移行しつつある。COP31 では、こうした制度の実施状況を踏まえ、市場メカニズムの実施及び運用の進展を踏まえ、クレジットの環境十全性の確保、対応調整(corresponding adjustment)の適切な運用及び市場の透明性の向上が重要な論点となるものと考えられる。

(4) エネルギー移行(Energy Transition)

COP28 では、再生可能エネルギー設備容量を 2030 年までに世界全体で 3 倍に拡大すること及びエネルギー効率改善率を年率 2 倍に向上させることが掲げられるとともに、化石燃料からの移行(transitioning away from fossil fuels in energy systems)の必要性が初めて明記された。COP31 では、各国が 2035 年 NDC において掲げた再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー効率向上に関する目標の実施状況が注目されるとともに、昨今の世界情勢を踏まえたエネルギー安全保障及び経済成長との両立を図りながら、いかにエネルギー移行を加速させるかが重要な論点となるものと考えられる。

2.海外主要市場の動向

【米国】

(1) トランプ政権と気候変動政策

2025 年に発足した第 2 次トランプ政権は、化石燃料開発の促進や環境規制の見直しを進めるとともに、パリ協定からの再離脱手続及び国連気候変動枠組条約(UNFCCC)からの離脱手続を開始した。これにより、連邦政府主導の気候変動政策や排出削減政策の方向性に不透明感が生じている。また、気候関連規制や ESG 関連施策の見直しも進められており、米国の気候変動政策は大きな転換点を迎えている。

他方で、企業による自主的な排出削減やネットゼロ目標に向けた取組は引き続き継続している。また、企業の自主的な気候変動対策を支えるボランタリー・カーボン市場についても、高品質なカーボン・クレジットに対する需要が引き続き存在している。近年は、クレジットの品質や環境十全性に対する懸念を背景として、市場の信頼性向上が重要な課題となっており、クレジットの品質基準やガバナンスの整備が進められている。

このように、米国では連邦政府による気候変動政策の見直しが進む一方で、企業による自主的な脱炭素化の取組やボランタリー・カーボン市場の発展も継続している。今後の米国のカーボン市場は、連邦政府の政策動向に加え、州政府や企業による自主的な取組や、市場の信頼性向上に向けた制度整備の動向にも影響を受けるものと考えられる。

【欧州】

(1) EU ETS 及び 2040 年気候目標に向けた制度見直し

EU は、2040 年気候目標を実現するための制度設計の一環として、高品質な国際カーボン・クレジットの活用に関する法的枠組みの検討を開始した³²。今回のイニシアティブは、改正された欧州気候法(European Climate Law)に基づき、2040 年目標の達成に向けた国際クレジットの利用ルールを具体化することを目的としている。

2050 年までの気候中立達成に向け、EU は、競争力や産業政策との両立を図りながら、費用対効果の高い脱炭素化を進める必要があるとの認識を示している。そのため、2040 年気候目標の達成に当たり、高品質な国際クレジットを限定的に活用することにより、EU 域内の排出削減を基本としつつ、より柔軟かつ効率的な目標達成を可能とする制度設計が検討されている。また、国際クレジットの利用に当たっては、環境十全性及び高い品質を確保することが不可欠であるとされている。

一方、EU ETS についても、産業競争力への配慮を踏まえた制度の見直しが進められている。欧州委員会は、2026 年か

³² https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/16632-Legal-framework-for-the-possible-use-of-international-carbon-credits-towards-the-2040-EU-climate-law-target_en

ら 2030 年までの産業部門向け無料排出枠の算定に当たり、従来は対象としていなかった間接排出(購入電力等に伴う排出)を考慮することで、約 40 億ユーロ相当の無料排出枠を追加する案を公表した。これは、エネルギー価格の高騰や炭素リーケージへの懸念を背景として、鉄鋼、セメント及び化学などのエネルギー多消費産業の競争力維持を図ることを目的とするものである。

国際クレジットの活用制度の具体化と EU ETS の見直しは、いずれも 2040 年気候目標の達成と EU 産業の競争力維持を両立するための重要な制度改革であり、今後の制度設計の内容が実務に与える影響が注目される。

(2) 国内炭素市場及びカーボンプライシング政策に関する国際協力

2026 年 5 月、EU、ブラジル及び中国は、世界の国内炭素市場における透明性、環境十全性及び有効性の向上を目的として、「オープン・コアリション(Open Coalition)」を立ち上げた。同イニシアティブは、2025 年 11 月にブラジル・ベレンで開催された COP30 において EU、ブラジル及び中国を含む各国首脳が支持した宣言を基礎として設立されたものであり、各国の国内炭素市場及びカーボンプライシング政策の整備・強化に向けた協力のためのプラットフォームを提供し、パリ協定の実施を支えることを目的としている。排出枠・J-クレジット・JCM クレジット等の流動性を高める等の目的において、わが国が Open Coalition に対してどのようなアプローチをとるかが注目される。

(3) CBAM 制度の見直し

EU の CBAM(Carbon Border Adjustment Mechanism:炭素国境調整措置)は、EU 域内企業と輸入品との間で炭素コストを均衡させることにより、炭素リーケージを防止し、公平な競争条件を確保することを目的とする制度であり、EU ETS と並ぶ EU の気候政策の重要な柱の一つとなっている³³。CBAM は鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料等を対象として 2026 年から本格適用が開始されているところである。

現在、EU では CBAM 制度の本格運用を見据え、その適用範囲の拡大及び制度の実効性向上を目的とした規則改正が進められている。欧州委員会は 2025 年 2 月に CBAM 規則の改正案を公表し、2026 年 6 月には EU 理事会が一般方針(General Approach)を採択した³⁴。本採択は、欧州委員会の改正案をおおむね支持しつつ、CBAM の適用範囲の拡大や制度回避防止措置の強化等について、理事会としての交渉方針を示すものである。

本採択は、CBAM の対象範囲の拡大と制度運用の厳格化を通じて、炭素リーケージ防止機能の強化を図るものであり、日本企業にとっても、EU 向け輸出製品の対象範囲の拡大やサプライチェーン全体での排出量データ管理体制の整備など、実務面への影響が想定されることから、今後の三者間協議の動向及び最終的な制度設計を引き続き注視する必要がある。

3. ボランタリー市場

(1) ボランタリー市場の概況—高品質な VCC を巡るルール形成の進展

民間団体の発行する VCC とは、GHG 排出削減・除去量を単位化した民間発行のクレジットである。企業による自主的な利用を前提とする市場は一般に「ボランタリー市場」と呼ばれ、GX-ETS や EU ETS 等の法令に基づく義務履行のために排出枠や適格クレジットを利用する「コンプライアンス市場」と区別される。

近年のボランタリー市場では、単に市場規模の拡大だけでなく、市場の信頼性(Integrity)の向上がテーマとなっている。

³³ Regulation (EU) 2023/956 establishing a Carbon Border Adjustment Mechanism; European Commission, Carbon Border Adjustment Mechanism ([Carbon Border Adjustment Mechanism \(CBAM\) | Access2Markets](#))

³⁴ Regulation (EU) 2023/956 establishing a Carbon Border Adjustment Mechanism; European Commission, Proposal for a Regulation amending Regulation (EU) 2023/956; Council of the European Union, General Approach on the amendment of Regulation (EU) 2023/956 ([General Approach](#))

(2) ICVCM・CORSIA 等の動向—高品質 VCC の基準整備

ボランタリー市場におけるガバナンス機関の一つに、ICVCM(Integrity Council for the Voluntary Carbon Market)が存在する。ICVCMとは、カーボン・クレジット、とりわけ、海外 VCC のクレジットの品質要件を設定する独立民間機関である。同機関は、海外 VCC のうち「質が高い海外 VCC」であることを担保する基準として、Core Carbon Principle(以下「CCP」という。)を公表している。ICVCM が公表する CCP は、ボランタリー市場において一定の権威を有しており、CCP を遵守している VCC は「CCP 適格(CCP-Eligible)」となり、一定の信頼性が付与される。

また、国際民間航空機関(ICAO)の国際航空分野における脱炭素制度である CORSIA(Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation)も、高品質 VCC の品質基準として重要な役割を果たしている。

例えば、VCC を購入する場合又は売却する場合、VCC の品質保証としてこの「CCP 適格(CCP-Eligible)」や「CORSIA 適格(CORSIA Eligible)」を活用することが考えられる。

(3) VCMi Scope 3 Action Code—Scope 3 への新たなアプローチ

供給側の品質基準の整備と並び、需要側のルール形成として注目されるのが、2026 年 4 月 30 日に VCMi が正式公表した「Scope 3 Action Code of Practice」である³⁵。

Scope 3 排出は、企業のサプライチェーン全体から発生する間接排出を対象とするため、企業自身のみでは削減が困難である場合も多い。その一方で、Scope 3 排出は企業の GHG 排出量の大部分を占めることも多く、ネットゼロの実現に向けた重要課題となっている。本コードは、このような課題を踏まえ、企業が Scope 3 排出ギャップを解消する過程において、高品質 VCC をどのように活用すべきかについてベストプラクティスを示すものである。

(4) 英国政府によるボランタリー市場の信頼性向上に向けた取組

2026 年 3 月、英国エネルギー安全保障・ネットゼロ省(Department for Energy Security and Net Zero: DESNZ)は、「Voluntary Carbon and Nature Markets: Raising Integrity – Summary of Responses」を公表した³⁶。本資料は、2025 年 4 月から 7 月にかけて実施された、ボランタリー炭素・自然市場(Voluntary Carbon and Nature Markets)の信頼性向上に関する意見募集(consultation)に対して寄せられた意見を取りまとめたものであり、政府の正式な方針を示すものではなく、今後公表予定の Government Response に先立ち、その概要を整理したものである。

4.気候変動訴訟

(1) 国連総会による ICJ 勧告的意見の遵守を求める決議採択³⁷

2026 年 5 月 20 日、国連総会は、「気候変動に関する国家の義務についての国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見」に関する決議(A/80/L.65)を賛成 141 か国、反対 8 か国、棄権 28 か国で採択した。本決議は、2025 年 7 月に ICJ が示した勧告的意見を歓迎するとともに、各国に対し、気候システム及び環境の保護に関する国際法上の義務を履行するよう求めるものである。決議自体に法的拘束力はないものの、ICJ 勧告的意見を「現行国際法の明確化に対する権威ある貢献」と位置付け、国連事務総長に関連報告書の作成を要請するとともに、第 83 会期以降も継続的にフォローアップを行うこととしている点が注目される。

(2) フランス・TotalEnergies 事件—Scope 3 排出を巡る企業の気候変動責任と裁判所による継続的監督³⁸

2026 年 6 月 25 日、フランス・パリ司法裁判所は、環境 NGO 及びパリ市が提起した訴訟において、石油大手

³⁵ <https://vcmintegrity.org/scope-3-action/>

³⁶ <https://www.gov.uk/government/consultations/voluntary-carbon-and-nature-markets-raising-integrity/public-feedback/voluntary-carbon-and-nature-markets-raising-integrity-summary-of-responses-accessible-webpage>

³⁷ <https://press.un.org/en/2026/ga12760.doc.htm>

³⁸ <https://www.reuters.com/business/energy/totalenergies-must-report-risks-caused-by-emissions-paris-court-rules-2026-06-25/>

TotalEnergies に対し、自社が販売する石油・ガス製品の使用に伴う Scope 3 排出を含む気候変動リスクを企業警戒計画 (vigilance plan) に反映するよう命じた。本件は、2017 年に制定されたフランスの企業警戒義務法 (Duty of Vigilance Law) に基づくものであり、裁判所は、企業活動に起因する気候変動リスクは同法の適用対象となると判断した。他方で、新規化石燃料プロジェクトの中止や法的拘束力のある排出削減目標の設定といった具体的措置を命じることまでは認めなかった。

本判決は、企業の気候変動対応について、Scope 1 及び Scope 2 排出に加え、Scope 3 排出についても一定の対応が求められ得ることを示した点で注目される。裁判所は、TotalEnergies に対し、6 か月以内に企業警戒計画を改訂するよう命じており、2027 年 1 月にはその内容について改めて審理を行う予定である。裁判所が改訂後の計画の十分性を継続的に審査し、必要に応じて追加的な措置を命じ得る可能性がある。Scope 3 を含めた企業の気候変動ガバナンスについて裁判所が継続的に監督するという点が特徴的であるといえよう。今回の判決は、2025 年、国際司法裁判所 (ICJ) が、各国は化石燃料生産の拡大を含む気候変動義務違反について国際法上責任を負い得るとの画期的な勧告的意見を示したことに続く、気候変動活動家にとって新たな法的勝利であるとの指摘もある³⁹。

(3) 環境を統合的に捉える新たな潮流—プラネタリーヘルスとネイチャーポジティブから考える

近年の海外における気候変動訴訟では、気候変動を単なる環境問題ではなく、人権侵害として捉える構成が主流となりつつある。2025 年の国際司法裁判所 (ICJ) の勧告的意見でも、「清潔で健康的かつ持続可能な環境」の下で生きることが人権と密接に関連することが示されている。

このような動向の背景の一つには、近年、「プラネタリーヘルス (Planetary Health)」という概念が急速に普及していることが挙げられる。プラネタリーヘルスとは、人間の健康は地球環境の健全性に依存しており、気候変動、生物多様性の損失及び汚染等の環境変化を統合的に捉える学際的な考え方である⁴⁰。この考え方の広がりにより、従来は「遠い問題」と認識されがちであった気候変動が、熱波による熱中症、大気汚染による呼吸器疾患、感染症リスクの増加、メンタルヘルスへの影響等、日常生活に直結する健康問題として理解されるようになってきた。実際、近年の海外における気候変動訴訟では、こうした健康被害が主要な争点となる事例が増加しており、例えば、スイスでは高齢女性が熱波による健康被害を理由に政府の気候変動対策を争い⁴¹、米国モンタナ州では若者らがヒートドーム等による健康被害を主張して州政府を提訴⁴²するなど、健康への影響を前面に据えた訴訟が注目されている。

近年、海外においては生物多様性の保全を人権や健康との関係から捉える訴訟も現れている。例えば、ドイツでは 2024 年、生物多様性保全のための法制度が不十分であることが生命、健康及び将来世代の権利を侵害するとして、包括的な制度整備を求める憲法訴訟が提起された⁴³。この生物多様性の議論と密接に関係する概念が、「ネイチャーポジティブ (Nature Positive)」である。ネイチャーポジティブは、日本語では「自然再興」とも訳され、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、回復へと反転させること」を意味する⁴⁴。2022 年に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030 年までのネイチャーポジティブの実現が世界目標として掲げられ⁴⁵、日本においても「生物多様性国家戦略 2023-2030」の下で、その実現に向けた政策が進められている⁴⁶。

このように、近年の海外における気候変動訴訟においては、気候変動、生物多様性及び人間の健康をそれぞれ独立した課題として扱うのではなく、相互に密接に関連する問題として統合的に捉える方向へ発展しつつある。今後は、温室効

39 <https://www.climatechangenews.com/2026/06/26/fossil-fuel-firm-total-must-account-total-emissions-french-court-lawsuit/>

40 <https://phajapan.jp/concept/>

41 <https://hudoc.echr.coe.int/eng#%7B%22itemid%22%3A%22001-233206%22%7D>

42 https://law.justia.com/cases/montana/supreme-court/2024/da-23-0575-0.html?_cf_chl_f_tk=nCQ8AaQKfZ3.SDYAFoGGik760n0xzi4qvkzjUEUUS08-1782841567-1.0.1.1-

43 <https://verfassungsblog.de/a-leap-forward-for-biodiversity-litigation/>

44 <https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/eye/20240214.html>

45 <https://policies.env.go.jp/nature/nature-positive/efforts/index.html>

46 <https://www.env.go.jp/nature/biodiversity/initiatives6.html>

果ガス排出量のみならず、生物多様性、水資源、土地利用及び人間の健康を含めた統合的な環境ガバナンスが、政策のみならず司法の場においても一層重視される可能性がある。

(4) 日本企業の留意点

2025 年の ICJ 勧告を受けて、日本では初となる気候変動国家賠償請求訴訟が提起され、気候変動に伴う熱中症リスクの増大や豪雨・台風被害などに起因する健康被害が主要な争点の一つとされている。プラネタリーヘルスやネイチャーポジティブなど、健康や生物多様性を含めて環境を統合的に捉える議論がわが国においても浸透すれば、わが国における気候変動訴訟リスクがより高まるといえる。わが国の企業としても、EU を中心とする海外投資家へのアピールの観点から、気候変動・生物多様性・ネイチャーポジティブ等に関する積極的な対策を打ち出すことにより、海外投資家からの ESG 投資を呼び込むという戦略を採用することも考えられる。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 <u>宮川 賢司</u>	kenji.miyagawa[at]amt-law.com
弁護士 <u>橋本 裕子</u>	yuko.hashimoto[at]amt-law.com
弁護士 <u>高田 慧</u>	kei.takada[at]amt-law.com
弁護士 <u>香川 遼太郎</u>	ryotaro.kagawa[at]amt-law.com
弁護士 <u>新庄 絢</u>	aya.shinjo[at]amt-law.com
弁護士 <u>大塚 ゆきの</u>	yukino.otsuka[at]amt-law.com
弁護士 <u>永倉 菜々美</u>	nanami.nagakura[at]amt-law.com

※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。